

中小企業事業主向け

業務改善助成金のご案内

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金上げを図るための制度です。

賃金改善

（事業場内で最も低い時間給（800円未満）を40円以上引き上げ）

業務改善

（パソコンの増設や、機器の導入など）

平成26年度から、
企業規模30人以下の小規模事業者については、
要した経費の4分の3を
助成できることになりました。
（上限100万円。なお、企業規模31人以上は、2分の1）



賃金と
業務の改善を
国が支援して
くれるなんて
頼もしいね。

うちの工場は
対象地域だな。
申請してみるか

業務改善経費の
一部を補助して
くれるのね。



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた中小企業業務改善助成事業

支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内で最も低い時間給(800円未満)を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善(賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入・研修等)に係る計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限られます。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1(小規模事業者(※)は、4分の3)

※企業規模30人以下の事業場となりますので、詳細は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県最低賃金総合相談支援センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター10F

TEL.092-624-0606



お問い合わせ・申請先

福岡労働局労働基準部賃金課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F

TEL.092-411-4578



●厚生労働省ホームページアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷物の紙へリサイクルできます。

(H26.5)